

災害時における緊急物資輸送及び集配拠点の運営等の協力に関する協定

浦安市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社船橋主管支店（以下「乙」という。）とは、甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急的な食料、生活必需品その他の救援物資及び防災備蓄品の輸送（以下「緊急物資輸送」という。）、甲の管理する救援物資の集配拠点（以下「集配拠点」という。）の運営等の協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時に被災者に対して物資の安定供給を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う緊急物資輸送、集配拠点の運営等の協力の要請について必要な事項を定めるものとする。

（情報の共有）

第2条 甲及び乙は平時及び災害時において、本協定に関し必要な情報等の共有に努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に、次の事項について乙に要請することができる。

- （1）甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送
- （2）甲が管理する救援物資の集配拠点から避難所等への配送
- （3）甲が管理する集配拠点における入庫から出庫までの運営
- （4）甲が管理する集配拠点の運営に関する乙の従業員による助言・指導
- （5）乙の管理する物流拠点における救援物資の一時保管
- （6）前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認めた事項

（要請手続）

第4条 要請は、要請書（別紙1）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、甲はその後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対し速やかに協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（業務遂行中の告知）

第5条 乙は、要請に応じ第3条各号に規定する事項（以下「協力業務」という。）に従事する場合は、使用する車両にその旨を表示するよう努める。

（報告）

第6条 乙は、協力業務を遂行したときは、口頭、電話等により乙の当該協力業務に関する次の事項について報告し、後日、実績報告書（別紙2）を甲に提出するものとする。

- （1）従事者名簿
- （2）従事日及び走行距離
- （3）使用した車両、施設、資機材
- （4）協力業務の実施に要した費用の額の算定に係る資料
- （5）その他必要な事項

(費用の額)

第7条 協力業務の実施に要した費用の額は、法令等で定めるものを除くほか、乙の施設並びに資機材の使用料に関しては時価相場相当額、荷役作業に関しては関わる人員の日当費相当額、及び輸送料に関しては実勢相場相当額又は国土交通省届出料金を基準として算定し、甲乙間の協議の上決定するものとする。

(支払等)

第8条 乙は前条に基づき決定した額を甲に請求するものとし、甲はその内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(燃料の支援)

第9条 甲は、乙が協力業務を行う範囲において、乙が使用する車両への燃料等の優先供給に配慮するものとする。

(情報提供)

第10条 乙は、協力業務実施中に覚知した災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(通知)

第11条 甲は、乙の協力業務の円滑な実施のため、甲の施設の配置等に関して重要な変更が生じたときは、乙に通知するものとする。

(連携)

第12条 甲及び乙は、本協定の実施に当たり、次の各号に定めるとおり、相互に連携を図るものとする。

- (1) 甲は、その主催する防災訓練に乙の参加の要請をすることができる。この場合において、乙は、甲から防災訓練参加の要請があった場合は、積極的に参加するものとする。
- (2) 本協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 本協定に定めがない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年8月15日

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
甲 浦安市
浦安市長 内田悦嗣

千葉県船橋市浜町3丁目3番2号
乙 ヤマト運輸株式会社船橋主管支店
主管支店長 山口泰博